

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年十二月九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
TNB株式会社	橿原市醍醐町一四四―八	Mケアサービス	大和郡山市雑穀町二六―二 レオ郡山一〇七	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成二十八年十二月一日
特定非営利活動法人自立支援ステーションぽかぽか	大和郡山市北郡山町八七―三	ヘルプセンターないす	大和郡山市北郡山町八七―三	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	平成二十八年十二月一日
特定非営利活動法人てらす	橿原市新賀町二九七 ハイネス 上田六〇一号室	就労支援センターJO B SPO T	橿原市木原町三六八―一五	就労継続支援（A型）	平成二十八年十二月一日
NPO法人ピース	葛城市加守五八二 細川ハイツ A棟一〇二号	就労支援事業所パンビ	葛城市加守五八二 細川ハイツA棟一〇二号・B棟一	就労継続支援（B型）	平成二十八年十二月一日

